

教 育 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
奨学資金の返還猶予等 (市奨学資金貸与条例)	返還の猶予 債務の全部又は一部免除	災害等不慮の事故により、返還することが困難となった場合	筑紫野市の奨学生で返還が困難であると認められた者	教育部学校教育課学校教育担当 092-557-5152
同和対策に係わる奨学資金の返還猶予等	返還の猶予 債務の全部又は一部免除	災害等不慮の事故により、返還することが困難となった場合	筑紫野市同和対策に係わる奨学資金の返還義務者で返還が困難であると認められる者	教育部学校教育課学校教育担当 092-557-5152
地域改善対策専修学校等技能習得資金の返還猶予 (市地域改善対策専修学校等技能習得資金貸与要綱)	返還の猶予	災害等不慮の事故により、返還することが困難となった場合	筑紫野市地域改善対策専修学校等技能習得資金の返還義務者で返還が困難と認められる者	教育部学校教育課学校教育担当 092-557-5152
若年者専修学校等技能習得資金の返還猶予 (市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱)	返還の猶予	災害等不慮の事故により、返還することが困難となった場合	筑紫野市若年者専修学校等技能習得資金の修学生で返還が困難と認められる者	教育部学校教育課学校教育担当 092-557-5152
教科書の無償配付	教科書の無償配付	災害のため家屋に被害を受け、教科書を滅失又は棄損した小・中学校の児童・生徒	筑紫野市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育部学校教育課学校教育担当 092-557-5152